新設した補助制度（令和４年４月～）

**○錦町企業立地促進補助金**

町内に工場等（事務所を含む）を新設・増設する企業に対しての補助金

・補助用件

（１）　次のアからウのいずれかに該当すること。

ア　工場等新設の場合　投下固定資産評価額が3,000万円以上かつ新規雇用従業員が5人以上であること。ただし、既存施設を取得し、当該施設を新たに事業の用に供する場合、基準を満たすものについては新設とみなす。

イ　工場等増設の場合　投下固定資産評価額が1,000万円以上かつ新規雇用従業員が3人以上増加すること。

ウ　事務所等開設の場合　新規雇用従業員が3人以上であること。

（２）　新設又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること。

（３）　町税等の滞納がないこと。

メニュー①・・・用地取得補助金

工場等（事務所を含む）を新設・増設する際の用地取得費について、取得価格の５０％、上限１，０００万円を交付。

＋

メニュー②・・・施設整備補助金

新たに整備した施設に要した経費の５０％、上限２，０００万円を交付。

＋

メニュー③・・・雇用促進補助金

操業開始時に雇用した新規雇用者のうち、町内に住所を有する者一人当たり２０万円を乗じた額で上限５００万円を交付。

錦町企業立地促進補助金のメニュー①～③の合計上限額は３，５００万円。